○財務省令第二号

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第十条及び地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第三条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十四日

財務大臣　麻生　太郎

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「十一兆七百五十六億円」を「十一兆千六百十億円」に、「二千二百四十四億円」を「千三百九十億円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第十二号

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十八号）の施行に伴い、及び移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）第三十条第二項及び第三項並びに第三十二条の規定に基づき、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則及び移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十四日

厚生労働大臣　根本　匠

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則及び移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令

（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十五年厚生労働省令第百三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（厚生労働省令で定める業務） **第三条**　法第二条第六項の厚生労働省令で定める業務は、移植に用いる臍帯血の搬送（造血幹細胞移植を行う医療機関への搬送を除く。）とする。	（厚生労働省令で定める業務） **第三条**　法第二条第六項の厚生労働省令で定める業務は、移植に用いる臍帯血の搬送（ただし、造血幹細胞移植を行う医療機関への搬送を除く。）とする。
（臍帯血供給事業の許可の申請） **第十条**　法第三十条第一項の規定により臍帯血供給事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） 2・3　（略）	（臍帯血供給事業の許可の申請） **第十条**　法第三十条の規定により臍帯血供給事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） 2・3　（略）
（移植に用いる臍帯血の適切な提供に支障がない場合） **第十一条の二**　法第三十条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一　外国において臍帯血供給業務に相当するものを行う者であって、法の規定により臍帯血供給事業者が移植に用いる臍帯血の品質の確保のために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているもの（搬送についてその委託を受けた者を含む。以下この条において「外国臍帯血供給事業者」という。）が移植に用いる臍帯血を引き渡す場合であって、厚生労働大臣がその引渡しについて適当と認める場合 二　外国臍帯血供給事業者が引渡し（前号の規定により厚生労働大臣が適当と認めた引渡しに限る。）をした移植に用いる臍帯血について行う場合 2　法第三十条第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める場合は、外国臍帯血供給事業者が移植に用いる臍帯血を引き渡す場合であって、厚生労働大臣がその引渡しについて適当と認める場合とする。	（新設）
（造血幹細胞提供支援機関への情報の提供） **第十一条**　臍帯血供給事業者は、法第三十四条の規定に基づき、その保存する移植に用いる臍帯血を引き渡すことができるようになったときは、当該移植に用いる臍帯血に関する次に掲げる情報を、遅滞なく、造血幹細胞提供支援機関に対し提供しなければならない。 一　臍帯血を採取した年月 二～七　（略）	（造血幹細胞提供支援機関への情報の提供） **第十二条**　臍帯血供給事業者は、法第三十四条の規定に基づき、その保存する移植に用いる臍帯血を引き渡すことができるようになったときは、当該移植に用いる臍帯血に関する次に掲げる情報を、遅滞なく、造血幹細胞提供支援機関に対し提供しなければならない。 一　臍帯血を採取した年月日 二～七　（略）